

横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部規約

第1章 総則

第1条 (名称)

横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部 (以下「支部」という) と称する。

第2条 (事務局)

事務局を支部長宅におく。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

支部は、横浜市アマチュア無線非常通信協力会と横浜市 (以下「市」という)、および支部と旭区 (以下「区」という) との協定、ならびに市または区の要請により、非常災害時におけるアマチュア無線通信による災害および防災関連情報の収集、伝達に協力することを目的とする。

第4条 (事業)

支部は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市および区が行う防災訓練のうち、次の事項に協力する。
 - (ア) アマチュア無線による通信連絡網の確保
 - (イ) 非常無線通信訓練
- (2) 市及び区が行うアマチュア無線に関する業務並びに行事に協力する。
- (3) 市内ならびに区内の防災関係団体への、アマチュア無線による情報伝達手段の提供または技術協力に関すること。
- (4) 会員に対する研修、技術向上、施設整備に関すること。
- (5) 区クラブ局による非常通信網の確保、また非常通信訓練など、その運用に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要なこと。

第3章 会員

第5条 (会員の資格)

- (1) 入会手続、登録及び会員証、退会および資格の喪失は、横浜市アマチュア無線非常通信協力会規約第3章による。
- (2) 入会手続終了と共に、拠点クラブ構成員を兼ね、退会と共にその資格を失う。

第6条 (役員)

支部に役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 副支部長 3 名以内
- (3) ブロック長 (各ブロックに 1 名)
- (4) 副ブロック長 (各ブロックに 1 名)
- (5) 事務局 3 名 (事務局長 1 名、事務局員 2 名) 以内

第7条 (顧問)

本会は顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は本会の運営に関して、支部長の諮問に応じて支部役員会に出席して意見をのべることができる。
- (2) 顧問は支部長が役員会の承認を得て任命する。
顧問の任期は 2 年、あるいは次期役員選出の総会までの短い方とする。

第8条 (役員 の 責務)

支部の役員は支部の運営をつかさどり、その職務は、次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部を代表し会務を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、会員への連絡及び情報の伝達ならび支部主管の会議開催運営の実務を行い、事務局員はこれを補佐する。
- (4) ブロック長は、副支部長、事務局を補佐し、支部の担当ブロックに所属する会員との連絡処理を行う。
- (5) 副ブロック長はブロック長が止むを得ず職務を遂行出来ない時は、それを代行

する。

第9条（役員を選出）

役員を選出は次による。

- (1) 役員を選出は支部総会にて行う。
- (2) 支部長は役員を互選により行う。
- (3) その他の役員は、支部長が任命する。

第10条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは引き続きその職務を行うものとする。
- (2) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 組織と運営

第11条（組織）

区を4のブロックに分けて、支部の活動および会員の管理を行う。

第12条（会議）

第13条 支部の会議は、支部総会、支部役員会その他必要な会議を支部長が召集する。（専門委員会）

- (1) この規約を施行するために必要な専門委員会を、役員会に置くことができる。
- (2) 前項1の各委員会の代表は、支部長が任命する。

第14条（支部総会の定数及び議決の方法）

支部総会は全会員の3分の1以上の出席により成立する。但し、委任状をもって他の出席会員に委任することができる。

- (1) 支部総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。
- (2) 可否同数の時は、議長が決する。

第15条（役員会の定数及び議決の方法）

(1) 役員会は全役員半数以上の出席により成立する。但し、委任状をもって他の出席役員に委任することができる。役員会の議決は、出席役員過半数をもって決する。

- (2) 可否同数の時は、議長が決する。

第16条（活動）

第4条の事業活動は、突発的な活動を除き、会員相互の協力により計画し実施されなければならない。

第5章 規約の改正

第17条（改正の手続き）

この規約の改正は、支部総会において過半数により決する。

第6章 雑則

第18条（施行細則）

この規約を施行するために必要な事項は、支部役員会の議決を経て支部長が定める。変更の時も同様とする。

附則

この規約は平成17年4月17日から施行する。

第1回改訂 平成18年11月19日

第2回改訂 平成19年4月22日

第3回改定 平成20年4月20日

第4回改定 平成25年4月21日